## (別紙) 借換え可否一覧表

既往債務(県市町制度融資・プロパー資金含む) 借換の可否(新制度における売上高等減少要件を満たすことが前提) 承諾時期 承諾を受けた保証制度 SN5号(▲5%) 危機(▲15%) SN4号(▲20%) (100%保証) (100%保証) (80%保証) ★以外でSN5号▲15%を取ることがないよう、金融機関 個人(小規模のみ):保証料0+金利0 による前さばきで必ずチェックをしてもらうようにする 小·中規模:保証料1/2 小·中規模:保証料0+金利0 ★のケースのみ ※1/29相談窓口設置日 X X 80%保証(一般、SN5号等) ★中小▲15%なら 1/28以前 保証料0+金利0適用 100%保証(SN4号等) 80%保証(一般、SN5号等) 1/29  $\bigcirc$ %1  $\bigcirc$  %1 制度開始前 100%保証(SN4号等)  $\bigcirc$   $\times$  2 新制度におけるSN5号 ○※2 上記以外の80%保証 **×** × 3 **×** × 3 制度開始後 (一般保証含む) ★中小▲15%なら 保証料0+金利0適用 100%保証(SN4号等)

<sup>※1 1/29~</sup>制度開始前までに80%保証を利用した事業者で、制度開始後に売上高等が▲15%以上減少した場合に限り、危機関連やSN4号に借換可能とする。

<sup>※2</sup> 新制度におけるSN5号を既に利用している事業者で、売上高等がSN5号の融資実行後に▲15%以上減少した場合に限り、危機関連やSN4号に借換可能とする。

<sup>※3 ※2</sup>以外の80%保証は原則通り、100%保証への借換は認めない(5号すら利用しないのはコロナの影響を受けていないと判断できる)。